

# 公益財団法人栃木県シルバー人材センター連合会役員等報酬及び費用弁償規程

平成18年4月1日

規程第7号

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人栃木県シルバー人材センター連合会の役員等（評議員、評議員選定委員会の外部委員（以下「委員」という。）、理事及び監事）の報酬及び費用弁償の支給の基準について定めることを目的とする。

(報酬の種類)

第2条 評議員及び委員（以下「評議員等」という。）には、第6条に定める基準に従い報酬を支給する。

2 理事の報酬は、常勤理事にあつてはこれを支給しない。

3 非常勤理事及び監事には、第5条に定める基準に従い報酬を支給する。

(報酬及び費用弁償の支払方法)

第3条 報酬及び費用弁償は、その金額を通貨で、直接評議員等、理事及び監事に支払うものとする。ただし、法令に基づきその報酬から控除すべき金額がある場合には、支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

2 評議員等、理事及び監事が報酬及び費用弁償の全部又は一部につき自己の預金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(報酬及び費用弁償の支給日)

第4条 報酬及び費用弁償は、その評議員等、理事及び監事が職務に従事した日に支給する。

2 振込みによる場合は、職務に従事した日から1ヶ月以内に支給する。

(費用の弁償)

第5条 役員等が職務を行うため旅行したときは、公益財団法人栃木県シルバー人材センター連合会旅費規程（平成18年4月1日規程第9号）に基づき算出した額を、費用弁償として支給する。

2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬の支給基準)

第6条 評議員等に対する報酬は、定款に定める額の範囲内において、別表に基づき支給するものとする。

2 非常勤理事及び監事に対する報酬は、評議員会の決議によって定められた総額の範囲内において、別表に基づき支給するものとする。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、評議員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

(財団法人栃木県シルバー人材センター連合会役員報酬規程の廃止)

附 則

この規程は、公益財団法人栃木県シルバー人材センター連合会の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。

附 則

この規程は、平成30年6月28日から施行し、改正後の規定は、平成30年4月1日から適用する。

別表

区分	金額	算定方法
評 議 員 等	11,111円	1日当たり
非常勤理事及び監事	11,111円	1日当たり